

DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ⑤ 仕様確認申込書
- ⑥ 質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 入札内訳書
- ⑨ 委任状
- ⑩ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑪ 入札の注意事項
- ⑫ 提出書類の注意事項
- ⑬ 契約書（案）
- ⑭ 誓約書（暴力団排除）
- ⑮ 誓約書（様式8）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

<担当>

兵庫県農林水産部農地整備課 阪本

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線74345

(1)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

DocuWorks10ボリュームライセンス版 300ライセンス

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年2月16日（月）

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農林水産部農地整備課 担当 阪本

電話(078)341-7711 内線 74345 FAX (078) 341-2101

- イ 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年1月13日（火）から令和8年1月19日（月）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所
令和8年1月30日（金）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室
- エ 入札書の提出期限
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
令和8年1月13日（火）から同月19日（月）までの毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
 - イ 受付場所
前記3(1)アに同じ。
 - ウ 提出書類
 - (ア)仕様確認申込書
 - (イ)仕様を満たしていることが確認できるカタログ等
 - エ 提出方法
持参又はFAXにより提出すること。
 - オ 確認の結果
令和8年1月22日（木）午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する
- (2) 契約保証金
免除する
- (3) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - オ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、イ又はウに違反して無効となった者以外の者
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
- 要作成
- (6) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
- 詳細は、入札説明書による。

(2)

入札説明書

DocuWorks10 ボリュームライセンス版 300 ライセンスの調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

DocuWorks10 ボリュームライセンス版 300 ライセンス

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 8 年 2 月 16 日（月）

(5) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 187 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有すること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県農林水産部農地整備課（兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1）

電話番号（078）341—7711（内線 74345）

(2) 参加申込みの期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から同月 19 日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで。（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参すること。

イ 前記 2 の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 8 年 1 月 22 日（木）までに申込者に文書「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長 3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。
 - ア 受付期間
令和8年1月13日（火）から同月19日（月）までの毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。
 - イ 受付場所
兵庫県農林水産部農地整備課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）
電話番号 078-341-7711（内線74345）
 - ウ 提出書類
 - (ア) 仕様確認
 - a 仕様確認申込書
 - b 仕様を満たしていることが確認できるカタログ等
 - (イ) 質問
様式は任意
 - エ 提出方法
持参により提出すること。
 - オ 確認の結果
令和8年1月22日（火）午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（1）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記（1）オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県農林水産部農地整備課

令和8年1月13日（火）から同月19日（月）までの毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室
- (2) 日時 令和8年1月30日（金）午後2時
- (3) 前記3（4）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、参加申込書の代表者記名欄に記入した者または権限行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。
イ 年月日は、入札書の提出日とする。
ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 免除する

。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることする。

19 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部農地整備課（電話番号：(078)341-7711 内線 74345）

(3)

ドキュメント管理ソフトウェア調達仕様書

1 使用目的

兵庫県農林水産部農地整備課が行う事業において、工事図面等の電子データのペーパーレス化や管理の省力化を目的に、本県行政情報ネットワーク（府内 LAN）に接続された利用職員の端末機器にインストールする当該ソフトウェア利用に係る仕様について記載するものである。

2 ソフトウェア仕様等

- (1) ソフトウェアの仕様等については、別紙「ドキュメント管理ソフトウェア機能等仕様書」による。
- (2) 利用職員の端末機器へのインストール作業については、職員が行うものとする。また、ソフトウェアを利用しなくなった際や、機器の更新の際のアンインストール作業も職員が行うものとする。

3 ライセンス

(1) ライセンス数

ライセンス数は 300 ライセンスとする。

(2) ライセンス管理

ソフトの稼働状況について以下のいずれかのログが出力されること

- ア 利用者 ID もしくは利用者メールアドレス
- イ コンピュータ名
- ウ 利用開始日と最終利用確認日

4 納入場所

兵庫県農林水産部農地整備課

住所：兵庫県神戸市市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県庁本庁舎第 1 号館 8 階

別紙

ドキュメント管理ソフトウェア機能等仕様書

1 適用

本仕様書は調達するドキュメント管理ソフトウェアに適用する

2 ソフト名およびライセンス数

「DocuWorks10 ボリュームライセンス版」 300 ライセンス

3 仕様等

動作環境 OS : Windows11(64bit) CPU : intelCore-i5 以上

4 機能等

- (1) DocuWorks9.0 で作成したデータを閲覧、編集できること。
- (2) Word や Excel、PowerPoint、PDF、CAD、紙文書のスキャンデータなどの異なる複数のアプリケーションで作成したものを、ソフトウェア上で 1 つのデータ（以下、「作成データ」という。）として、束ねることができ、かつばらすことが出来ること。
また、束ねたデータは画面上でドラッグアンドドロップすることにより、'ページの順番を入れ替えることができる。
- (3) 作成データに Word や Excel、PowerPoint 等オリジナル文書の添付が可能なこと。
- (4) TIFF や JPEG、BMP などの汎用イメージファイルに変換が可能であること。
- (5) 作成データは、ソフトウェア上でサムネイル表示でき、マウスの操作でページをめくって表示でき、表示倍率が 1% 刻みで縮小拡大できること。.
- (6) 作成データ上で、スタンプを押す、付箋を貼る、ページ番号を自動で付けることができる。なお、ページ番号は、文書の順番を入れ替えた時に番号の更新ができ、付箋は任意の場所に複数使用でき、テキストの書き込みや画像の貼り付け、サイズの変更が可能なこと。
- (7) 複数文書を選択し、一括回転ができ、PDF 等のファイルの表紙を識字できるサイズで表示できること。
- (8) パスワード設定により、作成データの閲覧、編集、印刷、転記などの操作制限が設定可能であること。また、電子印鑑/電子証明書でのセキュリティ設定も可能であること。
- (9) 業務内容にあわせて、カスタマイズバーや署名等の作成が可能であること。
- (10) 電子回観（受け渡しの可視化）が可能な機能を有していること。
- (11) 納入するソフトウェアライセンスは、永続ライセンス（買い切り）とし、シリアル番号等を一元管理出来ること。

(4)

様式第2号

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 DocuWorks10ボリュームライセンス版
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：_____ 職・氏名：_____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所 属：_____ 電 話：_____ - _____

氏 名：_____ F A X：_____ - _____

(5)

仕様確認申込書

件 名

DocuWorks10ボリュームライセンス版

会社名 :

担当者 :

電話 :

F A X :

メールアドレス :

	品 目	メーカー	型式	定価（税別）	数量	摘要
1					台	
2					個	
3					個	

※メーカー・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

(6)

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

メールアドレス

案件名	DocuWorks10ボリュームライセンス版
-----	------------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

(7)

物 品 入 札 書

件 名 DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入 札 金 額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
DocuWorks10 ボリュームライセンス版	300 ライセンス			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 8 年 2 月 16 日 (月)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令 和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

記入例

物 品 入 札 書

件 名 DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入 札 金 額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
DocuWorks10 ボリュームライセンス版	300 ライセンス			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和8年2月16日（月）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

兵 庫 県 知 事 様

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者
(代理人が入札する場合は代理人) が
所属する部署のものを記載ください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入 札 金 額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘要
DocuWorks10 ボリュームライセンス版	300 ライセンス			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 8 年 2 月 16 日 (月)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

(8)

入札内訳書

会社名 :

件 名 DocuWorks10ボリュームライセンス版

入札金額 ￥ —————

	品 目	メー カー	型式	数量	単価 (税別)	金額	摘要
1						0	
2						0	
3						0	
合 計						¥0	

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

⑨

執 行 者	立 会 人
確認書類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている DocuWorks10 ボリュームライセンス版の案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふり 氏 名

令和 年 月 日

兵 庫 県
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代表者 氏名 印

《連絡先》

部署名 :

職・氏名 :

電話 :

(10)

(入札不調時協議用)

物 品 見 積 書

件 名 DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
DocuWorks10 ボリュームライセンス版	300 ライセンス			
計	—	—		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年2月16日(月)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

記入例

(入札不調時協議用)

物 品 見 積 書

件 名 DocuWorks10 ボリュームライセンス版

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
DocuWorks10 ボリュームライセンス版	300 ライセンス			
計	—	—		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年2月16日(月)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

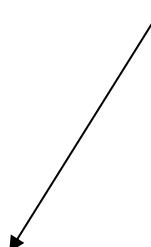
兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、
代理人の記名で見積書を提出してください。

電話番号、メールアドレスは代表者
(代理人が入札する場合は代理人)が
所属する部署のものを記載ください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス



入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合について

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を入札前に行います。

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

- ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

- ・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき
(県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く)
- ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3 入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。

※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

(2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです
入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書提出日が再入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1 入札参加申込み（期限：令和8年1月19日（月）午後4時）

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3) 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること）

2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：同上）

- (1) 仕様確認申込書
- (2) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。
提出方法は、上記1と同じです。

3 開札日時・場所：令和8年1月30日（金）午後2時

兵庫県庁1号館1階入札室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- (3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

5 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書 2通（管理課で準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

ソフトウェアライセンス購入契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と相手方（以下「乙」という。）とは、DocuWorks 10 ボリュームライセンス版（以下「本ソフトウェア」という。）の購入及び使用許諾に関し、以下の条項に従い、契約を締結する。

（ソフトウェアの使用許諾および利用所属）

第1条 乙は、本契約書により、甲の本ソフトウェアのライセンスの使用を許諾する。

2 本ソフトウェアの利用所属は、農林水産部農地整備課、各土地改良事務所（センター）、阪神農林振興事務所とする。

（使用期間）

第2条 使用期間は、契約日からとする。

（仕様）

第3条 本ソフトウェアの仕様は別紙に定める「ドキュメント管理ソフトウェア調達仕様書」による。

（ライセンス料の請求）

第4条 乙は、本ソフトウェアのライセンスの発行が完了したときは、ライセンス料の支払を請求することができる。

（ライセンス料の支払）

第5条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受理した日から30日以内にライセンス料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この契約の履行に関して、直接または間接に知りえた秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に変換するものとする。

（検査）

第9条 乙は物品を納入しようとするときは、納品書に正副2通を提出し、立会の上、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（給付の完了）

第10条 甲は、検査に合格した物品等につき、その引き渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第11条 物品等の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第12条 甲は、納入した物品等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引き渡しによる履行の追完を請求

することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、または追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しのときにその不適を知り、または重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（使用及び管理）

第13条 甲は、善良な管理者の注意をもって本ソフトウェアを使用及び管理するものとする。

（物件の維持及び費用）

第14条 乙は、甲に対し、本ソフトウェアの使用に関する技術的なサポートは以下の内容とする。

- (1) マニュアルに記載された範囲のインストール、操作方法、機能についての問い合わせ対応
- (2) 不具合の受付と調査回答
- (3) 既知の不具合に対する解決手段の情報提供

（履行遅滞の場合の違約金）

第15条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（甲の通知義務）

第16条 甲は、本ソフトウェアについて改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

- 2 甲は、本ソフトウェアについて盗難、流出等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第17条の3 甲は、第17条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) ソフトウェアライセンスの発行日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。

- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第19条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第20条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(賠償の予約)

第21条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第22条 甲は必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約内容を変更し、または中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認める

きは、甲、乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第23条 契約の締結後において、予期することのできない、経済情勢の変動により、契約金額が著しく不當と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第24条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(遅延利息)

第25条 乙は、第15条又は第17条の3第4項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(セキュリティ対策)

第26条 乙は、物件における情報セキュリティ対策のために、別添「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を守らなければならない。

2 甲は、乙又は乙の委託業務従事者が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、物件の操作支援事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第28条 この契約にかかる訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第29条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事

齋藤 元彦 印

乙 印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年　月　日

兵庫県知事　様

住　所
会社名
代表者名
電話　（　　）　一　番
電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならぬ。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(14)

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用するこ
とにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 受注者が上記1のほか「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

(発注者)

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔法 人 名
〔代表者名 (職氏名)〕〕

電 話 () —

電子メール

(15)

様式8（第5の16関係）
(誓約書)

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

DocuWorks10 ボリュームライセンス版

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メール

様式8（第5の16関係）

（誓約書）

[留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区分	種類
物品関係役務の調達契約	<ul style="list-style-type: none">・製造の請負・物件の買入れ、借入れ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。